

内閣府宇宙開発戦略推進事務局特定任期付職員の募集について

内閣府宇宙開発戦略推進事務局では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成１２年法律第１２５号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

１．採用予定官職

内閣府事務官（宇宙開発戦略推進事務局参事官（重要課題担当）付参事官補佐）
併任 宇宙開発戦略推進事務局宇宙法令専門官

２．募集人員

１名（配属先：宇宙開発戦略推進事務局）

３．職務内容

宇宙開発戦略推進事務局（以下、「事務局」という。）では、宇宙開発利用に関する政策の企画及び立案並びに総合調整などの我が国の宇宙政策の司令塔機能を担うとともに、多様な分野において公共の用又は公用に供される準天頂衛星システムの開発、整備、運用に関する施策の実施等を担当しています。

上記のような事務局の業務のうち、参事官補佐として、参事官等の指示に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（宇宙活動法）の改正に向けた法律案等の立案作業、宇宙活動法の見直しに関する小委員会（宇宙活動法改正ワーキンググループを含む）等の開催に関する事務等に従事していただきます。

４．応募資格

以下の（１）、（２）のいずれにも該当する方

（１） 大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

（２） 日本国の弁護士資格を有し、かつ弁護士として３年以上の実務経験を有する者

また、応募にあたっては、宇宙活動法、国内の危険行為の規制制度、損害賠償責任制度、登録制度等に関する業務経験や知見を有する方が望ましい。

ただし、以下の①から③のいずれかに該当する方は応募できませんので、予めご了承ください。

① 日本国籍を有しない者

② 国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第３８条の規定により国家公務員になることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。採用後は、国家公務員法に基づく守秘義務、兼業制限等が適用されます。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分・服務

国家公務員法（昭和22年法律第120号）適用

8. 採用予定日、雇用期間

採用日（令和7年7月1日以降を予定、応相談）から1年間
（業務状況等によって、採用した日から最長5年まで任期更新があり得ます）

9. 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

（東京都千代田区霞が関3-7-1霞が関東急ビル16F）

11. 応募方法

（1）提出書類

ア 履歴書（市販のもので可、6か月以内に撮影した顔写真貼付）

※日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記

イ 職務経歴書（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

ウ 志望理由書（A4横書き、2,000字以内）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（卒業証明書、認定書等）

※応募書類は返却いたしません。書類は選考のみに使用し、使用後は責任をもって廃棄します。

（2）提出方法

郵送（封筒の表面に朱書きで「**特定任期付職員応募書類在中**」と記載）

（3）提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-7-1 霞が関東急ビル16F
内閣府宇宙開発戦略推進事務局（特定任期付職員採用担当宛て）

（4）応募締切

令和7年6月10日（火）郵送必着（持ち込み不可）

1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接審査

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡します。

1.3. その他

- ・ 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先を退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・ 採用内定後、過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- ・ 採用後はマイナンバーカードを身分証として使用しますので、あらかじめ同カードの取得手続きをしていただくことになります。

1.4. 問合せ先

内閣府宇宙開発戦略推進事務局（特定任期付職員採用担当）

電話 03-6550-9154